

松江市週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

(定義)

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当(4週6休以上)の現場閉所をすることをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日(現場事務所等の設置、または測量の開始)から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

(対象工事)

第3条 対象工事は、松江市が発注する設計金額4千万円以上の土木一式工事の中から、発注者が選定するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 道路及び河川維持管理業務等
- (3) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (4) 対象期間内での施工期間が短い工事

なお、契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。その際の協議は施工計画書の提出前に行わなければならない。

(実施方法)

第4条 発注者は、公告資料に「松江市週休2日工事特記仕様書」を添付し、施工条件書に「週休2日工事」である旨を明記するものとする。

2 「週休2日工事」の発注方式は、契約後、受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とする。

3 受注者は、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」の実施希望の有無を書面(別紙様式1)により発注者に報告するものとする。

4 その他実施に当たっては、「松江市週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、対象期間において週休2日を確保できた場合は、精算時に設計変更するものとする。

(工期設定)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間において4週8休以上の週休2日を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点(ペナルティ)は行わないものとする。

(工事費の積算)

第8条 発注者は、精算時に、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

(1) 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合

② 4週7休以上 4週8休未滿

現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上の場合

③ 4週6休以上 4週7休未滿

現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上の場合

(2) 補正係数

① 4週8休以上

- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械経費(賃料) 1.04
- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06

② 4週7休以上 4週8休未滿

- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械経費(賃料) 1.03
- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04

③ 4週6休以上 4週7休未滿

- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械経費(賃料) 1.01
- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03

(提出書類の虚偽)

第9条 休日等取得実績表等の提出資料について、虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。